

足監査公表第8号
平成30年6月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 柳収一郎

記

1 監査の種類 定例監査（出先機関等監査）

2 監査実施日 平成30年5月30日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた必要事項を記載した監査資料について内容調査し、現地査察を行うとともに、関係職員に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監査結果
助戸公民館	財務（公有財産の維持管理、物品の保管及び現金の出納保管）に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
水処理センター	財務（公有財産の維持管理、物品の保管及び現金の出納保管）に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

5 意見・要望

助戸公民館では地区自治連や社会教育関係団体等3団体について、預金通帳及び印鑑を保管して団体等の会計事務を行っていた。

関係団体等への関与は最小限にとどめ、適正な指導助言のもと、自主的な団体運営の促進を図られたい。